

# 第3回経済社会の活力ワーキング・グループ 説明資料

平成29年4月6日  
厚生労働省

# ハローワーク（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像

離職者向け（無料）  
テキスト代等は実費負担

在職者向け

学卒者向け

## 公共職業訓練

(1) 対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**

(2) 訓練期間: 概ね3月～1年

(3) 給付金: 雇用保険法に基づく各種手当

(基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当)を支給

※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり

(4) 実施機関

### ○国(ポリテクセンター)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住宅リフォーム技術科等)

【運営費】交付金

### ○都道府県(職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)

【運営費】交付金+都道府県費

### ○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託訓練)

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる簡易な訓練を実施

【運営費】委託費: 標準上限6万円/人月

※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

## 求職者支援訓練

(1) 対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(2) 訓練期間: 2～6か月

(3) 給付金: 職業訓練受講給付金

(月10万円+交通費(所定の額))の支給

※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合

(4) 実施機関

### ○民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

【運営費】訓練実施機関に対する奨励金

<実践コース> 訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

<基礎コース> 受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

#### 実践コースの主な訓練コース

- ・ 介護系(介護福祉サービス科等)
- ・ 情報系(Webクリエイター養成科等)
- ・ 医療事務系(医療・調剤事務科等)等



ジョブ・カードを活用し、訓練実施機関(注:一部は職業紹介の許可を取得)とハローワークで連携して就職支援を実施。

(1) 対象: 在職労働者(有料)

(2) 訓練期間: 概ね2日～5日

(3) 実施機関: **○国(ポリテクセンター)** 【運営費】交付金

**○都道府県**

【運営費】交付金+都道府県費

(1) 対象: 高等学校卒業者等(有料)

(2) 訓練期間: 1年又は2年

(3) 実施機関: **○国(ポリテクカレッジ)** 【運営費】交付金

**○都道府県**

【運営費】交付金+都道府県費

平成27年度 公共職業訓練実績 (確定値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者 数(人)	就職 率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	127,807	—	29,716	—	98,091	—
うち施設内	37,829	85.7%	28,838	87.2%	8,991	81.9%
うち委託	89,978	75.0%	878	83.6%	89,100	74.9%
在職者訓練	107,604	—	56,873	—	50,731	—
学卒者訓練	17,877	96.8%	5,655	99.3%	12,222	96.1%
合計	253,288	—	92,244	—	161,044	—

平成27年度求職者支援訓練 実績 受講者数合計: 40,587人  
(基礎コース)11,653人 就職率: 56.4% (実践コース)28,934人 就職率61.0%

# 離職者訓練(施設内訓練)の概要

- 国は、全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保しています。
- 都道府県は、地域住民サービスの観点から、地域の実情に応じた職業訓練を実施しています。

高齢・障害・求職者雇用支援機構  
(ポリテクセンター)

都道府県

## ○ 対象 離職者(ハローワークの求職者)

### ○ 訓練期間 標準6か月

就業範囲の拡大と多様化する職務に対応し、より再就職に資する訓練とするため、3か月ごとに仕上がり像(訓練目標)を設定(6か月で2つの関連する職務に係る仕上がり像を設定)。

主に**ものづくり分野**を中心とした訓練を実施

#### 主な訓練コース例

- ・ **テクニカルオペレーション科**
- ・ **金属加工科**
- ・ **電気設備科**
- ・ **制御技術科**
- ・ **ビル管理技術科**
- ・ **住宅リフォーム技術科**



(例)NC工作機械の技能訓練

### ○ 訓練期間 標準6か月～1年

**地域の実情に応じた訓練**を実施

#### 主な訓練コース例

- ・ **木工科**
- ・ **左官科**
- ・ **建築科**
- ・ **自動車整備科**
- ・ **造園科**

実績 (平成27年度(確定値))	合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練(施設内訓練)	37,829	85.7%	28,838	87.2%	8,991	81.9%

※ 受講者数は年度繰越分を含む。

# 在職者訓練の概要

- 国は都道府県や民間教育訓練機関では実施することが困難な高度なものづくり分野における技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施している。
- 都道府県は、地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施している。

## 高齢・障害・求職者雇用支援機構

## 都道府県

○ 訓練期間 概ね2～5日

- 訓練内容等
  - ・ 主に企業において**中核的役割を果たしている者を対象**に、職務の多様化・高度化に対応した、サービス・品質の高付加価値化や業務の改善・効率化等に必要な**専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練**

- (新たな技術に対応した訓練例) 「難削材の切削加工技術」
- (生産工程の改善・改良に関する訓練例) 「製造現場における問題発見・改善手法」
- (技能継承の必要性に対応した訓練例) 「実践被覆アーク溶接(指導者育成編)」
- (環境問題に対応した訓練例) 「太陽光発電システムの設計と施工」

- 訓練内容等
  - ・ 主に**初心者を対象**に、機械・機器操作等の基礎的な取扱いを習得させる訓練等**地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練**
  - ・ 地場産業等で必要とされる人材を育成するための**地域の実情に応じた訓練**

- (主な訓練コース例) 機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 等
- (地域の実情に応じた訓練コース例) 観光ビジネス科、陶磁器製造科、繊維エンジニア科、自動車整備科 等

平成27年度受講者数	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
在職者訓練	107,604人	56,873人	50,731人

# 学卒者訓練の概要

- 国は、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期課程の訓練を実施（高卒者等2年間）している。
- 都道府県は、職業に必要な基礎的な技術・知識を習得させるための長期課程の訓練を実施（高卒者等1年～2年間、中卒者等2年間）している。

	普通課程 (中学・高等学校卒業生等を対象にした1～2年間の訓練)	専門課程 (高等学校卒業生等を対象にした2年間の訓練)	応用課程 (専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練)
実施施設	職業能力開発校	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 等 (ポリテクカレッジ)	職業能力開発大学校 等 (ポリテクカレッジ)
目的	地域の实情に応じ、 <b>地域産業に必要な多様な技能・知識を労働者に養成</b>	高度なものづくり人材を育成するため、技術革新に対応できる <b>高度な知識・技能を兼ね備えた実践技能者を養成</b>	高度な技能・技術や企画・開発能力等を習得し、 <b>生産技術・生産管理部門のリーダー</b> となる人材を育成
訓練時間	中卒者等(2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上)、高卒者等(1,400時間以上)	2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上	2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上
訓練科	OA事務科、機械加工科、自動車整備科、木造建築科 等	生産技術科、電子情報技術科、電気エネルギー制御科 等	生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等
受講料	各都道府県で定める額。	390,000円(1年間:高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分) * 別途、入学金169,200円が必要	390,000円(1年間:高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分) * 別途、入学金112,800円が必要

平成27年度受講者数	合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
学卒者訓練	17,877	96.8%	5,655	99.3%	12,222	96.1%

## 地域訓練協議会の概要

- 国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、各都道府県労働局において、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う。

## 地域訓練協議会の構成

- ① 有識者
- ② 労使団体その他産業界関係者
- ③ 教育・教育訓練機関等
- ④ 都道府県、教育委員会
- ⑤ 都道府県労働局
- ※ 必要に応じて関係者も参加

## 協議事項

- ① 地域(都道府県)における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること
- ② 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること
- ③ 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること
- ④ その他必要な事項に関すること